

静岡市後藤磯吉・悦子福祉及び教育奨励基金事業検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 静岡市は、後藤磯吉・悦子福祉及び教育奨励基金条例（平成15年静岡市条例第79号）に基づく後藤磯吉・悦子福祉及び教育奨励基金（以下「基金」という。）による事業の適正な実施を図るため、静岡市後藤磯吉・悦子福祉及び教育奨励基金事業検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基金による実施を希望する事業の調査に関すること。
- (2) 前号の規定により調査した事業に係る基金使用の可否の検討に関すること。
- (3) 基金により実施した事業の報告の評価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、基金の運用に関し市長が必要があると認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は保健福祉長寿局次長を、副委員長は教育委員会事務局教育局教育総務課長及び子ども未来局子ども未来課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要があると認めるときに招集する。

- 2 委員会は、過半数の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課及び教育委員会事務局教育局教育総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

職 名	職 名
葵区役所葵福祉事務所長	保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課長
駿河区役所駿河福祉事務所長	教育委員会事務局教育局学校教育課長
清水区役所清水福祉事務所長	教育委員会事務局教育局児童生徒支援課長